

## 参考条文

### 1. 「耐火建築物」を引用している規定

消防法施行令(昭和36年政令第37号)

(スプリンクラー設備に関する基準)

第十二条 (略)

2 前項に規定するもののほか、スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 スプリンクラーヘッドは、次に定めるところにより、設けること。

イ 前項各号(第一号、第五号から第七号まで及び第九号を除く。)に掲げる防火対象物又はその部分(ロに規定する部分を除く)ほか、別表第一(五)項若しくは(六)項に掲げる防火対象物又は同表(十六)項に掲げる防火対象物の同表(五)項若しくは(六)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分であつて、総務省令で定める種別のスプリンクラーヘッドが総務省令で定めるところにより設けられている部分がある場合には、当該スプリンクラーヘッドが設けられている部分を除く。)においては、前号に掲げる部分の天井又は小屋裏に、当該天井又は小屋裏の各部分から一のスプリンクラーヘッドまでの水平距離が、次の表の上欄に掲げる防火対象物又はその部分ごとに、同表の下欄に定める距離となるように、総務省令で定める種別のスプリンクラーヘッドを設けること。

防火対象物又はその部分	距離
第一項第二号から第四号まで及び第十号から第十二号までに掲げる防火対象物又はその部分(別表第一(一)項に掲げる防火対象物の舞台部に限る。)	一・七メートル以下
第一項第八号に掲げる防火対象物	一・七メートル(火災を早期に感知し、かつ、広範囲に散水することができるスプリンクラーヘッドとして総務省令で定めるスプリンクラーヘッド(以下この表において「高感度型ヘッド」という。)にあつては、当該スプリンクラーヘッドの性能に応じ総務省令で定める距離)以下
第一項第三号、第四号及び第十号から第十二号までに掲げる防火対象物又はその部分(別表第一(一)項に掲げる防火対象物の舞台部を除く。)	耐火建築物(建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)以外の建築物
	耐火建築物
	二・三メートル(高感度型ヘッドにあつては、当該スプリンクラーヘッドの性能に応じ総務省令で定める距離)以下

ロ・ハ (略)

三～八（略）

3・4（略）

#### （屋外消火栓設備に関する基準）

第十九条 屋外消火栓設備は、別表第一(一)項から(十五)項まで、(十七)項及び(十八)項に掲げる建築物で、床面積(地階を除く階数が一であるものにあつては一階の床面積を、地階を除く階数が二以上であるものにあつては一階及び二階の部分の床面積の合計をいう。第二十七条において同じ。)が、**耐火建築物**にあつては九千平方メートル以上、準耐火建築物(建築基準法第二条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。)にあつては六千平方メートル以上、その他の建築物にあつては三千平方メートル以上のものについて設置するものとする。

2 同一敷地内にある二以上の別表第一(一)項から(十五)項まで、(十七)項及び(十八)項に掲げる建築物(**耐火建築物**及び準耐火建築物を除く。)で、当該建築物相互の一階の外壁間の中心線からの水平距離が、一階にあつては三メートル以下、二階にあつては五メートル以下である部分を有するものは、前項の規定の適用については、一の建築物とみなす。

3・4（略）

#### （消防用水に関する基準）

第二十七条 消防用水は、次に掲げる建築物について設置するものとする。

一 別表第一(一)項から(十五)項まで、(十七)項及び(十八)項に掲げる建築物で、その敷地の面積が二万平方メートル以上あり、かつ、その床面積が、**耐火建築物**にあつては一万五千平方メートル以上、準耐火建築物にあつては一万平方メートル以上、その他の建築物にあつては五千平方メートル以上のもの(次号に掲げる建築物を除く。)

二（略）

2 同一敷地内に別表第一(一)項から(十五)項まで、(十七)項及び(十八)項に掲げる建築物(高さが三十一メートルを超え、かつ、延べ面積が二万五千平方メートル以上の建築物を除く。以下この項において同じ。)が二以上ある場合において、これらの建築物が、当該建築物相互の一階の外壁間の中心線からの水平距離が、一階にあつては三メートル以下、二階にあつては五メートル以下である部分を有するものであり、かつ、これらの建築物の床面積を、**耐火建築物**にあつては一万五千平方メートル、準耐火建築物にあつては一万平方メートル、その他の建築物にあつては五千平方メートルでそれぞれ除した商の和が一以上となるものであるときは、これらの建築物は、前項の規定の適用については、一の建築物とみなす。

### 省令・告示

(1) パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件(平成16年消防庁告示第12号)

第三 パッケージ型消火設備を設置することができる防火対象物の要件

パッケージ型消火設備は、消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号。以下「令」という。)第十一条第一項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる防火対象物又はその部分のうち、令別表第一(一)項から(十二)項まで若しくは(十五)項に掲げる防火対象物又は同表(十六)項に掲げる防火対象物の同表(一)項から(十二)項まで若しくは(十五)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分(指定可燃物(可燃性液体類に係るものを除く。))

を危険物の規制に関する政令(昭和三十四年政令第三百六号)別表第四で定める数量の七百五十倍以上貯蔵し、又は取り扱うものを除く。)であって、次に掲げるもの(地階、無窓階又は火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所を除く。)に設置することができるものとする。

一 次の(一)又は(二)に掲げる区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に定めるもの

(一) I型 次に掲げるもの

- イ **耐火建築物**にあつては、地階を除く階数が六以下であり、かつ、延べ面積が三千平方メートル以下のもの
- ロ 耐火建築物以外のものにあつては、地階を除く階数が三以下であり、かつ、延べ面積が二千平方メートル以下のもの

(二) II型 次に掲げるもの

- イ **耐火建築物**にあつては、地階を除く階数が四以下であり、かつ、延べ面積が千五百平方メートル以下のもの
- ロ 耐火建築物以外のものにあつては、地階を除く階数が二以下であり、かつ、延べ面積が千平方メートル以下のもの

二 (略)

消防法施行規則(昭和 36 年自治省令第6号)

(標準型ヘッド等)

第十三条の二 (略)

2 (略)

3 令第十二条第二項第二号イの表の総務省令で定める距離は、次の式により求めた値とする。

$$R = Xr$$

Rは、スプリンクラーヘッドまでの水平距離(単位 メートル)

rは、スプリンクラーヘッドの有効散水半径

Xは、次の表の上欄に掲げる防火対象物又はその部分の区分に応じ、同表の下欄に掲げる値

防火対象物又はその部分	Xの値	
令第十二条第一項第八号に掲げる防火対象物	〇・七五	
令第十二条第一項第三号、第四号及び第十号から第十二号までに掲げる防火対象物又はその部分(令別表第一(一)項に掲げる防火対象物の舞台部を除く。)	耐火建築物(建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)以外の建築物	〇・九
	耐火建築物	一

4 (略)

(ラック式倉庫等に設けるスプリンクラーヘッド等)

第十三条の五 (略)

2 令第十二条第一項第一号及び第九号に掲げる防火対象物又はその部分には、前項に規定するスプリンクラーヘッドのうち、小区画型ヘッドにあつては第十三条の三第二項(第一号を除く。)の例により、開放型スプリンクラーヘッドにあつては第一号に定めるところにより、標準型ヘッドにあつては第十三条の二第四項第一号の例によるほか第二号に定めるところにより、放水型ヘッド等にあつては前条第三項の例により、それぞれ設けなければならない。

一 (略)

二 標準型ヘッドは、天井に、当該天井の各部分から一のスプリンクラーヘッドまでの水平距離が、耐火建築物以外の建築物にあつては二・一メートル(高感度型ヘッドにあつては、第十三条の二第三項の式により求めた距離)以下、耐火建築物にあつては二・三メートル(高感度型ヘッドにあつては、同項の式により求めた距離)以下となるように、それぞれ設けること。

3～9 (略)

## 2. 「主要構造部を耐火構造」としている規定

### 消防法施行令(昭和36年政令第37号)

#### (屋内消火栓設備に関する基準)

第十一条 屋内消火栓設備は、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置するものとする。

- 一 別表第一(一)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が五百平方メートル以上のもの
  - 二 別表第一(二)項から(十)項まで、(十二)項及び(十四)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が七百平方メートル以上のもの
  - 三 別表第一(十一)項及び(十五)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が千平方メートル以上のもの
  - 四 別表第一(十六の二)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が百五十平方メートル以上のもの
  - 五 前各号に掲げるもののほか、別表第一に掲げる建築物その他の工作物で、指定可燃物(可燃性液体類に係るものを除く。)を危険物の規制に関する政令別表第四で定める数量の七百五十倍以上貯蔵し、又は取り扱うもの
  - 六 前各号に掲げる防火対象物以外の別表第一(一)項から(十二)項まで、(十四)項及び(十五)項に掲げる防火対象物の地階、無窓階又は四階以上の階で、床面積が、同表(一)項に掲げる防火対象物にあつては百平方メートル以上、同表(二)項から(十)項まで、(十二)項及び(十四)項に掲げる防火対象物にあつては百五十平方メートル以上、同表(十一)項及び(十五)項に掲げる防火対象物にあつては二百平方メートル以上のもの
- 2 前項の規定の適用については、同項各号(第五号を除く。)に掲げる防火対象物又はその部分の延べ面積又は床面積の数値は、主要構造部(建築基準法第二条第五号に規定する主要構造部をいう。以下同じ。)を耐火構造とし、かつ、壁及び天井(天井のない場合にあつては、屋根。以下この項において同じ。)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この項において同じ。)の仕上げを難燃材料(建築基準法施行令第一条第六号に規定する難燃材料をいう。以下この項において同じ。)とした防火対象物にあつては当該数値の三倍の数値(次条第一項第一号に掲げる防火対象物について前項第二号の規定を適用する場合にあつては、当該三倍の数値又は千平方メートルに同条第二項第三号の二の総務省令で定める部分の床面積の合計を加えた数値のうち、いずれか小さい数値)とし、主要構造部を耐火構造としたその他の防火対象物又は建築基準法第二条第九号の三イ若しくは口のいずれかに該当し、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物にあつては当該数値の二倍の数値(次条第一項第一号に掲げる防火対象物について前項第二号の規定を適用する場合にあつては、当該二倍の数値又は千平方メートルに同条第二項第三号の二の総務省令で定める部分の床面積の合計を加えた数値のうち、いずれか小さい数値)とする。

#### 3・4 (略)

#### (自動火災報知設備に関する基準)

第二十一条 (略)

2 前項に規定するもののほか、自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

##### 一・二 (略)

- 三 自動火災報知設備の感知器は、総務省令で定めるところにより、天井又は壁の室内に面する部分及び天井裏の部分(天井のない場合にあつては、屋根又は壁の室内に面する部分)に、有効に火災の発生を感知する

ことができるように設けること。ただし、主要構造部を耐火構造とした建築物にあつては、天井裏の部分に設けないことができる。

四（略）

#### （避難器具に関する基準）

第二十五条 避難器具は、次に掲げる防火対象物の階（避難階及び十一階以上の階を除く。）に設置するものとする。

一・二（略）

三 別表第一(一)項から(四)項まで及び(七)項から(十一)項までに掲げる防火対象物の二階以上の階（主要構造部を耐火構造とした建築物の二階を除く。）又は地階で、収容人員が五十人以上のもの

四・五（略）

2（略）

### 消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)

#### （大型消火器以外の消火器具の設置）

第六条（略）

2 前項の規定の適用については、同項の表中の面積の数値は、主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを難燃材料（建築基準法施行令第一条第六号に規定する難燃材料をいう。以下同じ。）とした防火対象物にあつては、当該数値の二倍の数値とする。

3～7（略）

#### （屋内消火栓設備の非常電源に関する基準）

第十二条 屋内消火栓設備（令第十一条第三項第二号イ又はロに掲げる技術上の基準に従い設置するものを除く。以下この項において同じ。）の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一～三の二（略）

四 屋内消火栓設備の非常電源は、非常電源専用受電設備、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備（法第十七条の二の五第二項第四号に規定する特定防火対象物（以下「特定防火対象物」という。）で、延べ面積が千平方メートル以上のもの（第十三条第一項第二号に規定する小規模特定用途複合防火対象物を除く。）にあつては、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備）によるものとし、次のイからホまでに定めるところによること。

イ 非常電源専用受電設備は、次の(イ)から(ト)までに定めるところによること。

(イ)～(ハ)（略）

(ニ) 高圧又は特別高圧で受電する非常電源専用受電設備にあつては、不燃材料（建築基準法第二条第九号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）で造られた壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸（建築基準法第二条第九号の二に規定する防火設備であるものに限る。以下同じ。）を設けた専用の室に設けること。ただし、次の(1)又は(2)に該当する場合は、この限りでない。

(1)（略）



(2) 屋外又は主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上に設ける場合において、隣接する建築物若しくは工作物(以下「建築物等」という。)から三メートル以上の距離を有するとき又は当該受電設備から三メートル未満の範囲の隣接する建築物等の部分が不燃材料で造られ、かつ、当該建築物等の開口部に防火戸が設けられているとき

(ホ) 低圧で受電する非常電源専用受電設備の配電盤又は分電盤は、消防庁長官が定める基準に適合する第一種配電盤又は第一種分電盤を用いること。ただし、次の(1)又は(2)に掲げる場所に設ける場合には、第一種配電盤又は第一種分電盤以外の配電盤又は分電盤を、次の(3)に掲げる場所に設ける場合には、消防庁長官が定める基準に適合する第二種配電盤又は第二種分電盤を用いることができる。

(1) (略)

(2) 屋外又は主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上(隣接する建築物等から三メートル以上の距離を有する場合又は当該受電設備から三メートル未満の範囲の隣接する建築物等の部分が不燃材料で造られ、かつ、当該建築物等の開口部に防火戸が設けられている場合に限る。)

(3) (略)

(ヘ)・(ト)略

ロ～ニ(略)

ホ 配線は、電気工作物に係る法令の規定によるほか、他の回路による障害を受けることのないような措置を講じるとともに、次の(イ)から(ハ)までに定めるところによること。

(イ) (略)

(ロ) 電線は、耐火構造とした主要構造部に埋設することその他これと同等以上の耐熱効果のある方法により保護すること。ただし、MIケーブル又は消防庁長官が定める基準に適合する電線を使用する場合は、この限りでない。

(ハ) (略)

五～九 (略)

2・3 (略)

#### (自動火災報知設備の感知器等)

第二十三条 (略)

2・3 (略)

4 自動火災報知設備の感知器の設置は、次に定めるところによらなければならない。

一・二 (略)

三 差動式スポット型、定温式スポット型又は補償式スポット型その他の熱複合式スポット型の感知器は、次に定めるところによること。

イ (略)

ロ 感知器は、感知区域(それぞれ壁又は取付け面から○・四メートル(差動式分布型感知器又は煙感知器を設ける場合にあつては○・六メートル)以上突出したはり等によつて区画された部分をいう。以下同じ。)ごとに、感知器の種別及び取付け面の高さに応じて次の表で定める床面積(多信号感知器にあつては、その有する種別に応じて定める床面積のうち最も大きい床面積。第四号の三及び第七号において同じ。)につき一個以上の個数を、火災を有効に感知するように設けること。

取付け面の高さ		感知器の種別						
		差動式スポット型		補償式スポット型		定温式スポット型		
		一種	二種	一種	二種	特種	一種	二種
四メートル未満	<u>主要構造部を耐火構造</u> とした防火対象物又はその部分	平方メートル九十	平方メートル七十	平方メートル九十	平方メートル七十	平方メートル七十	平方メートル六十	平方メートル二十
	その他の構造の防火対象物又はその部分	五十	四十	五十	四十	四十	三十	十五
四メートル以上八メートル未満	<u>主要構造部を耐火構造</u> とした防火対象物又はその部分	四十五	三十五	四十五	三十五	三十五	三十	
	その他の構造の防火対象物又はその部分	三十	二十五	三十	二十五	二十五	十五	

四 差動式分布型感知器(空気管式のものは、次に定めるところによること。

イ・ロ (略)

ハ 感知器は、感知区域の取付け面の各辺から一・五メートル以内の位置に設け、かつ、相対する感知器の相互間隔が、主要構造部を耐火構造とした防火対象物又はその部分にあつては九メートル以下、その他の構造の防火対象物又はその部分にあつては六メートル以下となるように設けること。ただし、感知区域の規模又は形状により有効に火災の発生を感知することができるときは、この限りでない。

ニ・ホ (略)

四の二 差動式分布型感知器(熱電対式のものは、次に定めるところによること。

イ (略)

ロ 感知器は、感知区域ごとに、その床面積が、七十二平方メートル(主要構造部を耐火構造とした防火対象物にあつては、八十八平方メートル)以下の場合にあつては四個以上、七十二平方メートル(主要構造部を耐火構造とした防火対象物にあつては、八十八平方メートル)を超える場合にあつては四個に十八平方メートル(主要構造部を耐火構造とした防火対象物にあつては、二十二平方メートル)までを増すごとに一個を加えた個数以上の熱電対部を火災を有効に感知するように設けること。

ハ・ニ (略)

四の三 差動式分布型感知器(熱半導体式のものは、次に定めるところによること。

イ (略)

ロ 感知器は、感知区域ごとに、その床面積が、感知器の種別及び取付け面の高さに応じて次の表で定める床面積の二倍の床面積以下の場合にあつては二個(取付け面の高さが八メートル未満で、当該表で定める床面積以下の場合にあつては、一個)以上、当該表で定める床面積の二倍の床面積を超える場合にあつては二個に当該表で定める床面積までを増すごとに一個を加えた個数以上の感熱部を火災を有効に感知するように設けること。

取付け面の高さ	感知器の種別
---------	--------



		一種	二種
八メートル未満	<u>主要構造部を耐火構造</u> とした防火対象物又はその部分	平方メートル 六十五	平方メートル 三十六
	その他の構造の防火対象物又はその部分	四十	二十三
八メートル以上十 五メートル未満	<u>主要構造部を耐火構造</u> とした防火対象物又はその部分	五十	
	その他の構造の防火対象物又はその部分	三十	

ハ・ニ (略)

五 定温式感知線型感知器は、次に定めるところによること。

イ (略)

ロ 感知器は、感知区域ごとに取付け面の各部分から感知器のいずれかの部分までの水平距離が、特種又は一種の感知器にあつては三メートル(主要構造部を耐火構造とした防火対象物又はその部分にあつては、四・五メートル)以下、二種の感知器にあつては一メートル(主要構造部を耐火構造とした防火対象物又はその部分にあつては、三メートル)以下となるように設けること。

六～九 (略)

5～9 (略)

#### (避難器具の設置個数の減免)

第二十六条 令第二十五条第一項各号に掲げる防火対象物の階が次に該当するときは、当該階に設置する避難器具の個数は、令第二十五条第二項第一号本文中「百人」を「二百人」に、「二百人」を「四百人」に、「三百人」を「六百人」に読み替えて算出して得た数以上とする。

一 主要構造部を耐火構造としたものであること。

二 (略)

2 (略)

3 令第二十五条第一項各号に掲げる防火対象物で主要構造部を耐火構造としたものに次に該当する渡り廊下が設けられている場合は、当該渡り廊下が設けられている階に設置する避難器具の個数は、令第二十五条第二項第一号本文又は前二項の規定により算出して得た数から当該渡り廊下の数に二を乗じた数を引いた数以上とすることができる。この場合において、前項後段の規定を準用する。

一～三 (略)

4 令第二十五条第一項各号に掲げる防火対象物で主要構造部を耐火構造としたものに避難橋を次に該当する屋上広場に設けた場合において、当該直下階から当該屋上広場に通じる避難階段又は特別避難階段が二以上設けられているときは、当該直下階に設置する避難器具の個数は、令第二十五条第二項第一号本文又は前三項の規定により算出して得た数から当該避難橋の数に二を乗じた数を引いた数以上とすることができる。この場合において、第二項後段の規定を準用する。

一～三 (略)

5 令第二十五条第一項各号に掲げる防火対象物の階が次の各号のいずれかに該当するときには、当該階に避難器具を設置しないことができる。

一 令別表第一(一)項から(八)項までに掲げる防火対象物にあつては次のイからへまでに、同表(九)項から(十一)項までに掲げる防火対象物にあつては次のイ、ニ、ホ及びへに、同表(十二)項及び(十五)項に掲げ

る防火対象物にあつては次のイ、ホ及びへに該当すること。

イ 主要構造部を耐火構造としたものであること。

ロ～へ (略)

二 次のイ及びロに該当すること。

イ 主要構造部を耐火構造としたものであること。

ロ (略)

三 次のイからニまでに該当すること。

イ 主要構造部を耐火構造としたものであること。

ロ～ニ (略)

6 (略)

一～三 (略)

7 令第二十五条第一項第三号及び第四号に掲げる防火対象物の階(令別表第一(一)項及び(四)項に掲げる防火対象物の階を除く。)が、主要構造部を耐火構造とした建築物の次の各号に該当する屋上広場の直下階であり、かつ、当該階から当該屋上広場に通ずる避難階段又は特別避難階段が二以上設けられている場合には、当該階には避難器具を設置しないことができる。

一～三 (略)

省令・告示

(1) 排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成 21 年総務省令第 88 号)

(排煙設備に代えて用いることができる加圧防排煙設備)

第二条 次の各号に適合する防火対象物又はその部分において、令第二十八条の規定により設置し、及び維持しなければならない排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等は、加圧防排煙設備(消防隊による活動を支援するために、火災が発生した場合に生ずる煙を有効に排除し、かつ、給気により加圧することによって、当該活動の拠点となる室への煙の侵入を防ぐことのできる設備であって、排煙口、給気口、給気機等により構成されるものをいう。以下同じ。)とする。

一 (略)

二 主要構造部(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第二条第五号に規定する主要構造部をいう。)が、耐火構造(同条第七号に規定する耐火構造をいう。)であること。

三・四 (略)

2・3 (略)

(2) 特定共同住宅等の位置、構造及び設備を定める件(平成 17 年3月 25 日消防庁告示第二号)

第三 通常用いられる消防用設備等に代えて、必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等を用いることができる特定共同住宅等の位置、構造及び設備

省令第二条第一号に規定する特定共同住宅等は、その位置、構造及び設備が次の各号に適合するものとする。

一 主要構造部が、耐火構造(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第七号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。)であること。

二・三 (略)

### 3 「主要構造部」のうち、特定部材(壁・床)を「耐火構造」と規定しているもの

#### 消防法施行令(昭和36年政令第37号)

##### (通則)

第八条 防火対象物が開口部のない耐火構造(建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。)の床又は壁で区画されているときは、その区画された部分は、この節の規定の適用については、それぞれ別の防火対象物とみなす。

#### 消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)

##### (防火対象物の点検基準)

第四条の二の六 (略)

2 法第八条の二の二第一項の防火対象物であつて、次に掲げる防火対象物又はその部分については、前項の規定のうち、同項第一号から第三号までの規定以外の規定を適用しないものとする。

一 (略)

二 開口部のない耐火構造(建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。)の床又は壁で区画されている場合において、その区画された部分が令別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供されていない場合における当該区画された部分

三 (略)

##### (スプリンクラー設備を設置することを要しない構造)

第十二条の二 令第十二条第一項第一号及び第九号の総務省令で定める構造は、次の各号に掲げる防火対象物又はその部分の区分に応じ、次の各号に定めるところにより、当該防火対象物又はその部分に設置される区画を有するものとする。

一 (略)

二 令別表第一(六)項イ(1)及び(2)並びにロ、(十六)項イ並びに(十六の二)項に掲げる防火対象物で、基準面積が千平方メートル以上のもの 次に定めるところにより設置される区画を有するものであること。

イ 当該防火対象物又はその部分の居室を耐火構造の壁及び床で区画したものであること。

ロ～ホ (略)

2・3 (略)

##### (スプリンクラー設備を設置することを要しない階の部分等)

第十三条 令第十二条第一項第三号の総務省令で定める部分は、次のいずれかに掲げる部分とする。

一 令別表第一(十六)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(五)項ロ並びに(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物(同表(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物にあつては、有料老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三

号)第五条第十七項に規定する共同生活援助を行う施設に限る。以下この号及び次号、第二十八条の二第一項第四号及び第四号の二並びに同条第二項第三号及び第三号の二において同じ。)の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、次に定めるところにより、十階以下の階に存する同表(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分に設置される区画を有するものの十階以下の階(同表(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が三千平方メートル以上の防火対象物にあつては、当該部分が存する階並びに同表(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階で、当該部分の床面積が、地階又は無窓階にあつては千平方メートル以上、四階以上の階にあつては千五百平方メートル以上のものを除く。)

イ 居室を、準耐火構造の壁及び床(三階以上の階に存する場合にあつては、[耐火構造の壁及び床](#))で区画したものであること。

ロ～ホ (略)

一の二 令別表第一(十六)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(五)項イ及びロ並びに(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、次に定めるところにより、十階以下の階に設置される区画を有するものの十階以下の階(同表(五)項イ並びに(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が三千平方メートル以上の防火対象物にあつては、当該部分が存する階並びに同表(五)項イ並びに(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階で、当該部分の床面積が、地階又は無窓階にあつては千平方メートル以上、四階以上の階にあつては千五百平方メートル以上のものを除く。)

イ 居室を[耐火構造の壁及び床](#)で区画したものであること。

ロ～ホ(略)

二 (略)

2 (略)

3 (略)

#### (誘導灯及び誘導標識を設置することを要しない防火対象物又はその部分)

第二十八条の二 令第二十六条第一項ただし書の総務省令で定めるものは、避難口誘導灯については、次の各号に定める部分とする。

一～三 (略)

四 前三号に掲げるもののほか、令別表第一(十六)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(五)項ロ並びに(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、次のイからホまでに定めるところにより、十階以下の階に存する同表(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分に設置される区画を有するものの同表(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階以外の階(地階、無窓階及び十一階以上の階を除く。)

イ 居室を、準耐火構造の壁及び床(三階以上の階に存する場合にあつては、[耐火構造の壁及び床](#))で区画したものであること。

ロ～ホ (略)

四の二 前各号に掲げるもののほか、令別表第一(十六)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(五)項イ及びロ並びに(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、次のイから

ホまでに定めるところにより、十階以下の階に設置される区画を有するものの同表(五)項イ並びに(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階以外の階(地階、無窓階及び十一階以上の階を除く。)

イ 居室を耐火構造の壁及び床で区画したものであること。

ロ～ホ (略)

五 (略)

2 令第二十六条第一項ただし書の総務省令で定めるものは、通路誘導灯については、次の各号に定める部分とする。

一・二 (略)

三 前二号に掲げるもののほか、令別表第一(十六)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(五)項ロ並びに(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、次のイからホまでに定めるところにより、十階以下の階に存する同表(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分に設置される区画を有するものの同表(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階以外の階(地階、無窓階及び十一階以上の階を除く。)

イ 居室を、準耐火構造の壁及び床(三階以上の階に存する場合にあつては、耐火構造の壁及び床)で区画したものであること。

ロ～ホ (略)

三の二 (略)

イ 居室を耐火構造の壁及び床で区画したものであること。

ロ～ホ (略)

四・五 (略)

3 (略)

#### (排煙設備に関する基準の細目)

第三十条 排煙設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 風道は、次のイからホまでに定めるところによること。

イ～ニ (略)

ホ 耐火構造の壁又は床を貫通する箇所その他延焼の防止上必要な箇所にダンパーを設ける場合にあつては、次に定めるところによること。

(イ)～(ニ) (略)

四・五 (略)

六～十一 (略)

#### (防火対象物の道路の用に供される部分に係る基準の特例)

第三十三条 令第三十一条第二項第二号の総務省令で定める防火対象物の道路の用に供される部分は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

一 防火対象物の道路の用に供される部分とその他の部分とが、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画さ



れていること。

二 防火対象物の道路の用に供される部分の開口部に接する外壁は、[耐火構造のひさし、床、そで壁その他これらに類するもの](#)により、延焼防止上有効な措置がとられていること。

2 (略)

### 省令・告示

(1) 複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成22年総務省令第7号)

(自動火災報知設備に代えて用いることができる複合型居住施設用自動火災報知設備)

第三条 (略)

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも適合するときに限り、福祉施設等及び令第二十一条第一項第十一号から第十四号までに掲げる防火対象物の部分以外の部分について、感知器を設置しないことができる。ただし、受信機を設けない場合は、この限りでない。

一 福祉施設等の居室(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第四号に規定する居室をいう。)を、準耐火構造(同条第七号の二に規定する準耐火構造をいう。)の壁及び床(三階以上の階に存する場合にあつては、[耐火構造](#)(同条第七号に規定する耐火構造をいう。)[の壁及び床](#))で区画したものであること。

二～五 (略)

(2) 特定共同住宅等の位置、構造及び設備を定める件(平成17年3月25日消防庁告示2号)

第三 通常用いられる消防用設備等に代えて、必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等を用いることができる特定共同住宅等の位置、構造及び設備

省令第二条第一号に規定する特定共同住宅等は、その位置、構造及び設備が次の各号に適合するものとする。

一・二 (略)

三 特定共同住宅等の住戸等は、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画すること。ただし、特定共同住宅等の住戸等の床又は壁(以下単に「床又は壁」という。)並びに当該床又は壁を貫通する配管又は電気配線その他これらに類するもの(以下単に「配管等」という。)及びそれらの貫通部が次に定める基準に適合する場合は、この限りではない。

(一) [床又は壁は、耐火構造](#)であること。

(二)～(四) (略)

(3) 特定共同住宅等の構造類型を定める件(平成17年3月25日消防庁告示3号)

第四 開放型特定共同住宅等

一 (略)

二 開放型特定共同住宅等は、次に定めるところによるものであること。

(一)・(二) (略)

(三) 直接外気に開放されていないエントランスホール等(以下単に「エントランスホール等」という。)が避難階

に存する場合にあっては、当該エントランスホール等が次に定める基準に適合すること。

イ (略)

ロ エントランスホール等は、避難階以外の階にわたらないものとする。ただし、当該エントランスホール等が耐火構造の床又は壁で当該避難階以外の階と区画されている場合(当該エントランスホール等と特定共同住宅等の部分を区画する床又は壁に開口部を設ける場合にあっては、防火設備であるはめごろし戸が設けられているものに限る。)にあっては、この限りでない。

(四)・(五) (略)

#### (4) 加圧防排煙設備の設置及び維持に関する技術上の基準(平成 21 年9月 15 日消防庁告示第 16 号)

##### 第三 設置及び維持に関する技術上の基準

加圧防排煙設備は、次の各号に定めるところにより設置し、及び維持するものとする。

一～四 (略)

五 加圧式消火活動拠点は、次に定めるところによること。

(一)～(四) (略)

(五) 次に適合する耐火構造(建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造をいう。)の壁及び床で区画すること。

イ～ハ (略)

(六)・(七) (略)

六～十五 (略)

- 4 「**主要構造部を耐火構造**」と規定し、建築物全体の耐火性能を要求するとともに、「**主要構造部**」のうち、特定部材(壁・床)を「**耐火構造**」と規定しているもの

**消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)**

(スプリンクラー設備を設置することを要しない階の部分等)

第十三条 令第十二条第一項第三号の総務省令で定める部分は、次のいずれかに掲げる部分とする。

- 一～二 (略)
- 2 令第十二条第一項第三号、第四号及び第十号から第十二号までの総務省令で定める部分は、**主要構造部を耐火構造**とした防火対象物(令別表第一(二)項、(四)項及び(五)項口に掲げる防火対象物並びに同表(十六)項に掲げる防火対象物で同表(二)項、(四)項又は(五)項口に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものを除く。)の階(地階及び無窓階を除く。)の部分で、次に掲げるものとする。
- 一 **耐火構造の壁及び床**で区画された部分で、次に該当するもの
- イ～ニ (略)
- 二 **耐火構造の壁及び床**で区画された廊下で、前号イ及びハに該当するもの
- 3 令第十二条第二項第一号の総務省令で定める部分は、次の各号に掲げる部分以外の部分とする。
- 一～十 (略)
- 十一 **主要構造部を耐火構造**とした令第十二条第一項第三号及び第十一号の防火対象物(令別表第一(二)項、(四)項及び(十六)項イに掲げるものに限る。)、同条第一項第四号及び第十号の防火対象物並びに同項第十二号の防火対象物(令別表第一(十六)項口に掲げるものに限る。)の階(地階又は無窓階を除く。)の部分(令別表第一(五)項口に掲げる防火対象物の用途に供される部分を除く。)で、**前項第一号**(令第十二条第一項第三号の防火対象物(令別表第一(十六)項イに掲げるものに限る。))のうち、同表(一)項から(六)項まで又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存しない十階以下の階に適用する場合にあつては、前項第一号ニ中「二百平方メートル」とあるのは、「四百平方メートル」と読み替えるものとする。)又は**第二号**に該当するもの
- 十二 **主要構造部を耐火構造**とした令別表第一(十六)項イに掲げる防火対象物(地階を除く階数が十一以上のものを除く。)の階(地階及び無窓階を除く。)の同表(七)項、(八)項、(九)項口又は(十)項から(十五)項までに掲げる防火対象物の用途に供される部分のうち、これらの用途に供される部分以外の部分と**耐火構造の壁及び床**で区画された部分で、次のイ及びロに該当するもの
- イ・ロ (略)

(避難器具の設置個数の減免)

第二十六条 (略)

2～4 (略)

5 令第二十五条第一項各号に掲げる防火対象物の階が次の各号のいずれかに該当するときには、当該階に避難器具を設置しないことができる。

- 一 令別表第一(一)項から(八)項までに掲げる防火対象物にあつては次のイからへまでに、同表(九)項から(十一)項までに掲げる防火対象物にあつては次のイ、ニ、ホ及びへに、同表(十二)項及び(十五)項に掲げ

る防火対象物にあつては次のイ、ホ及びへに該当すること。

イ 主要構造部を耐火構造としたものであること。

ロ 開口部に防火戸を設ける耐火構造の壁又は床で区画されていること。

ハ～ヘ

二・三（略）

6～7（略）

(連結散水設備の散水ヘッドを設ける部分)

第三十条の二 令第二十八条の二第二項第一号の総務省令で定める部分は、次の各号に掲げる部分以外の部分とする。

- 一 主要構造部を耐火構造とした防火対象物のうち、耐火構造の壁若しくは床又は自動閉鎖の防火戸で区画された部分で、当該部分の床面積が五十平方メートル以下のもの
  - 二 (略)
  - 三 主要構造部を耐火構造とした防火対象物のうち、耐火構造の壁若しくは床又は自動閉鎖の特定防火設備である防火戸で区画された部分で、エレベーターの機械室、機械換気設備の機械室その他これらに類する室又は通信機器室、電子計算機器室その他これらに類する室の用途に供されるもの
- 四・五 (略)